



Yanagisawa Accounting Firm

柳澤会計グループ

〒391-0003 長野県茅野市本町西 1-40

TEL : 0266-72-5060 FAX : 0266-72-5063

長野県内のコロナ支援制度

信州安全・安心な宿魅力向上事業

県内の宿泊業について「信州安全・安心な宿魅力向上事業」として以下の取り組みを行う際に経費の2/3の補助を受けることが出来ます。要件に該当する場合には補助金の活用を検討して下さい。

対象者：県内の宿泊事業者

申請受付期間：令和3年9月21日（火曜日）～令和4年1月31日（月曜日）

対象経費：宿泊事業者が実施する以下の経費（令和2年5月14日～令和3年1月31日に支払いまで完了したもの）

①感染防止対策（マスク、手指消毒液、アクリル板、換気設備 ほか）

②新たな観光需要対策（ワーケーション設備の整備、非接触システムの導入 ほか）

※対象経費品目については幅広く設定されています。詳しくは長野県ホームページをご確認ください。

補助率及び上限額：3分の2（1施設最大666.6万円）（千円未満は切捨て）

施設あたりの客室数	～9室	～29室	～49室	50室～
補助上限額(①+②)	666,000	1,333,000	4,000,000	6,666,000
総事業費の上限額	1,000,000	2,000,000	6,000,000	10,000,000
うち①上限額	200,000	400,000	1,200,000	2,000,000

長野県新型コロナウイルス中小企業者等応援金【第2弾】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2021年8月・9月のいずれかの月の事業収入等が、2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少している場合には『長野県新型コロナウイルス中小企業者等応援金』の申請を行うことが出来ます。申請期限が2021年11月30日（火）となっておりますので申請要件に該当する場合には期限内の申請を行うようにしてください。

制度	期限	要件(概略)	金額(上限)
長野県新型コロナウイルス中小企業者等応援金(第2弾)	R3. 11. 30	【法人等】長野県内に本店等があり、長野県内で法人税を納税していること(法人税の申告をしていること)	法人:40万円 個人:20万円
		【個人事業者】長野県内に住所があり、長野県内で事業収入等の確定申告を行っていること	
		【個人事業者】健康保険被扶養者に該当しないこと	
		新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2021年8月・9月のいずれかの月の事業収入等が、2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること	
		国の月次支援金の8月・9月分を申請していないこと 公共法人・地方公共団体が50%以上出資する法人・政治団体に該当しないこと	

～個人版事業承継税制～

■個人版事業承継税制とは

個人版事業承継税制（個人の事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予・免除）は、令和元年度税制改正により創設された制度です。青色申告^{*1}に係る事業（不動産貸付業等を除く。）を行っていた事業者の後継者^{*2}として円滑化法の認定を受けた者が、**平成31年1月1日から令和10年12月31日までの贈与又は相続等**により、特定事業用資産を取得した場合に、次の贈与税・相続税について納税猶予と免除の適用を受けることができる制度です。

- ① その青色申告に係る事業の継続等、一定の要件のもと、その特定事業用資産に係る贈与税・相続税の全額の納税が猶予。
- ② 後継者の死亡等、一定の事由により、納税が猶予されている贈与税・相続税の納税を免除。
※1 正規の簿記の原則によるものに限る。
※2 平成31年4月1日から令和6年3月31日までに「個人事業承継計画」を都道府県知事に提出し、確認を受けた者に限る。



■特定事業用資産

この制度の対象となる「特定事業用資産」とは、先代事業者の事業の用に供されていた次の資産で、贈与の日の属する年の前年分の事業所得に係る青色申告書の貸借対照表に計上されていたものをいいます。

- ① 宅地等（400 m²まで）
- ② 建物（床面積 800 m²まで）
- ③ ②以外の減価償却資産で次のもの
 - ・ 固定資産税の課税対象とされているもの
 - ・ 自動車税・軽自動車税の営業用の標準税率が適用されるもの
 - ・ その他一定のもの（一定の貨物運送用及び乗用自動車、乳牛・果樹等の生物、特許権等の無形固定資産）

■個人版事業承継税制の適用を受けるための要件

- ① **令和6年3月31日まで**に「個人事業承継計画」を都道府県知事に提出すること。
- ② 先代事業者が青色申告を行っており、後継者も事業承継後、**青色申告を行う**こと。
- ③ 先代事業者から事業に係る**特例事業用資産のすべての贈与**を受けること。

※上記の他にも適用を受けるための要件がありますので、適用をご検討の場合には、一度ご相談下さい。

(坂本憲彦)



帳簿や書類を電子媒体で保存できる電子帳簿保存法とは？

1. 電子帳簿保存法

国税関係帳簿書類の全部または一部について電子データによる保存を認める「電子帳簿保存法」が1998年7月に制定されました。その後、2005年3月に一部が改正され、紙媒体の書類をスキャンして電子保存したのも認められることになりました。さらに2022年1月1日から施行される改正によって、電子化の要件が緩和や電子取引データの電子保存義務化などが開始されます。



2. 電子帳簿保存法が定めていること

電子帳簿保存法は大きく次のことを定めています。

① 国税関係帳簿書類の電子保存をすること

一定の国税関係帳簿書類について、作成の最初の記録段階から一貫してPCで作成した場合の書類の保存方法です。

② 国税関係帳簿書類をスキャナで読み取って電子保存すること

領収書など、既に紙媒体のものをスキャナで読み取る保存方法です。

このスキャナは、もともとはスキャナのみを指していましたが、2017年にスキャナの定義が緩和され、デジカメやスマートフォンで撮影したデータも認められるようになりました。ただし、スキャナ保存では原則としてタイムスタンプの付与が必要です。タイムスタンプとは、ある時刻にその電子データが存在していたこと、それ以降改ざんされていないことを証明するものです。電子データは後に改ざんされるリスクがあるため、タイムスタンプを付与して、改ざんのリスクを無くすこと、また、改ざんされていないことを確実に証明することが必要です。

3. 電子帳簿保存法でデータ保存できる帳簿・書類とは？

国税関係帳簿書類の電子保存は「帳簿」、「決算関係書類」、「その他の証憑類」の3種別でそれぞれ制定され、どのように保存ができるかが定められています。

① 帳簿

総勘定元帳、仕訳帳、現金出納帳、売掛金・買掛金元帳、固定資産台帳、売上・仕入帳等

② 決算関係書類

棚卸表、貸借対照表、損益計算書、その他決算に関して作成した書類

③ その他の証憑書類

契約書や領収書又はその写し等

見積書、請求書、注文書、契約の申込書、納品書、検収書



4. 電子データの保存期間

電子データを保存する期間は、税務上は帳簿書類の7年間の保管が求められているため、電子データについても同様に7年間の保存が必要となります。ただし、2018年4月1日以後に欠損金が生じている事業年度においては、電子データを10年間保存する必要があります。

令和3年分 所得税確定申告のお知らせ

■早期提出にご協力ください

令和3年分の所得税確定申告の提出期限は、令和4年3月15日（火）です。お客様には過去の整理・精算である確定申告を早く終わりにし、令和4年度に気持ちを集中していただくため、早期の提出への取り組みを行ってまいります。

ご理解とご協力をお願い申し上げます。



■令和3年分 所得税確定申告のお知らせの案内

昨年当事務所で確定申告をお引き受けしたお客様宛に、令和3年分確定申告のお知らせをお送りさせていただきます。お客様の担当職員の連絡先等を記載してありますのでご確認ください。後日改めてご連絡いたします。

■必要資料のご準備をお願いします

例年10月から「保険料の控除証明書」などが契約者宛に郵送されます。紛失しないよう保管をお願いします。必要資料等につきましては担当職員よりご連絡いたします。

■マイナンバーのご準備をお願いします

新規に確定申告を当事務所へご依頼いただく場合、マイナンバーのご用意をお願いしております。申告手続に必要となりますので、ご協力よろしく願いいたします。

(所得税委員会)



職員コラム ～対面～

赤羽 拓実

直近3回の朝礼でのスピーチテーマが「社会人1年目」「学生時代の思い出」「自己紹介」でした。新しく仲間となった方がいますが、コロナ禍ということもあり、普段仕事を一緒にしない方とのコミュニケーションをとる場を確保することが難しい状況となっています。そのため、プライベートも含めその人がどのような人物なのかを知る機会として、これらのようなスピーチのテーマが出されたかと思えます。

新しい生活様式というものに移り変わっていく中で、オンライン会議等の非接触型のやり取りも増えてきましたが、やはりその人の人柄や雰囲気、性格が読み取れるのは対面で直接やり取りすることのほうが多いと思います。

第一印象が大切であるということを検証しているメラビアンの法則というものがあります。これは「感情や気持ちを伝えるコミュニケーションをとる際、どんな情報に基づいて印象が決定されるのか」というものを検証したものとなります。

この検証結果では、視覚55%、聴覚38%、言語情報(内容)7%となっており、実際のコミュニケーションで重要視されるのは話の内容より見た目や話し方の方が受け取り手に大きな影響を与えるようです。対面でのやり取りがすべてとは思いませんが、対面が重要というのは今後も変わらないと思います。

皆様に気兼ねなくマスクなしにお話しできるような日が来るのを心待ちしております。

